

事務連絡
令和7年12月11日

各 都道府県
市町村
特別区 衛生主管（部）局 御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課

ワクチン接種記録システム（VRS）の終了及び
特例臨時接種記録の適切な保管について

日頃より、予防接種行政に御協力いただき誠にありがとうございます。
標記のとおり、ワクチン接種記録システム（以下「VRS」という。）は、令和7年度末をもって終了することいたします。

現在、特例臨時接種に係る接種記録については、「令和6年度以降のワクチン接種記録システム（VRS）の対応等について（その4）」（令和6年8月27日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課事務連絡）においてお示ししたとおり、各自治体においてVRSから取り出したデータを保存・管理していただいているところ、令和7年11月20日に開催した厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会）における審議の結果、下記のとおり特例臨時接種に係る接種記録の保存期間を見直す方針となり、現在、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）の一部改正案についてパブリックコメントを実施しているところです。

つきましては、特例臨時接種記録のデータについては、保存期間の見直しが行われた場合に備え、引き続き健康管理システムで管理又はファイルを複数バックアップしていただくなど、適切に保存・管理していただきますようお願いします。

なお、今後各自治体において実施いただく予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへの接種記録データの移行に係る作業等の詳細につきましては、改めてお示しする予定です。

記

1 特例臨時接種に係る接種記録の保存期間の見直しの方針（案）

（1）改正の概要

特例臨時接種に関する記録について、「特例臨時接種を行ったときから被接種者が死亡した日の翌日から 5 年を経過した日」又は「特例臨時接種を行った市町村長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 96 号）第 6 条の規定による改正後の予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 23 条第 2 項の規定に基づき、当該特例臨時接種の実施状況に関する情報の提供を行った日」のうちいづれか遅い日までの期間、保存しなければならないこととする。

（2）施行日

令和 8 年 2 月 1 日（予定）

2 保存期間延長に係る留意点

特例臨時接種に関する記録を健康管理システムで保存・管理している場合、健康管理システム上で一定期間での自動削除設定がされていることで記録が消失する可能性があることから、あらかじめ健康管理システムの設定を確認し、必要に応じて設定の解除・変更又はデータのダウンロードを行うこと。

3 特定個人情報保護評価（PIA）に関する対応について

（1）概要

VRS は特定個人情報を取り扱う業務に該当するため、内閣官房 IT 総合戦略室（現：デジタル庁）より、「新型コロナウイルス感染症予防接種事務の特定個人情報保護評価書の作成の際に必要となるワクチン接種記録システムに関する情報の提供について」（令和 3 年 4 月 23 日付内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室事務連絡）において、特定個人情報保護評価（PIA）の実施を各自治体に依頼していたところである。

（2）実施内容

① 事務の範囲を、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務のみで実施している場合

VRS の終了に伴い、特定個人情報保護評価に関する規則第 16 条に基づき、保護評価を実施した事務をやめたことを個人情報保護委員会へ通知する必要があることから、「特定個人情報保護評価の実施手順」を

確認し、評価書に事務の終了の旨（「令和8年3月31日終了」）を明記の上、個人情報保護委員会へ提出すること。

また、事務の終了後3年間は、「マイナンバー保護評価WEB」に評価書を公表することとされていることに留意すること。

なお、事務の終了から3年以上が経過し、公表の終了を希望する場合は、別途手続きが必要となる。

② 事務の範囲を、定期の予防接種事務等と一体として実施している場合

事務の終了に当たらないため、特定個人情報保護評価に関する規則第16条に基づく手続きは不要だが、「特定個人情報保護評価の実施手順」の「公表後の対応」を参考に、評価書中のVRSの文言を削除する等、各自治体において適切な手続きを実施すること。

③ しきい値判断によりPIAを実施していない場合

本事務連絡に係る作業はない。

(3) その他

上記①～③は代表的な例を示したものであるため、各自治体において実施している評価書に合わせて適切な処理を行うこと。詳細は(4)参考資料を確認すること。

(4) 参考資料

○個人情報保護委員会ホームページ

<https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/>

※ページ内に記載要領のリンクあり

○特定個人情報保護評価の実施手順

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/PIA_zissitezyun.pdf

○特定個人情報保護評価指針の解説

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/kaisetsu_shishin.pdf

○政府CIOポータル VRS自治体担当者向け情報

https://cio.go.jp/vrs_lgov/

※事務連絡（令和3年4月23日）のリンクが記載されている

(お問い合わせ)

厚生労働省健康・生活衛生局

感染症対策部予防接種課

TEL：03-3595-3287

Email：yoboseshu@mhlw.go.jp